

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月二十五日奈良県指令中土第五〇―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十四日中土第六九―四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十四日中土第七〇―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手三六六番一、三六六番五、三六六番六、三六六番七及び三

六六番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手一八六番地の五

支希住宅株式会社 代表取締役 松井克己

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 磯城郡田原本町大字阪手三六六番一